

令和8年度佐賀県公報編集・PDFファイル作成業務契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、令和8年度佐賀県公報編集・PDFファイル作成業務に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、令和8年度佐賀県公報編集・PDFファイル作成業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約単価）

第3条 委託業務の契約単価は、1ページにつき金●●円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

2 乙が委託業務の実施に必要な全ての費用は、乙の負担とする。

3 この契約締結後において、経済上の著しい変動により、契約単価が甚だしく不相当であると甲が認めたときは、甲乙協議の上、契約を変更することができる。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には利息をつけない。

3 甲は、乙が委託業務を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除するものとする。

(ア) 乙が、当該競争入札について甲を被保険者とする履行保証保険契約（契約見込金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 乙が、国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

（業務の実施）

第5条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別添「令和8年度佐賀県公報編集・PDFファイル作成業務委託仕様書」及び甲の指示に基づき、業務を実施しなければならない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書きにより、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持ち、第16条第1項第3号に規定する契約解除要件に該当しない者を責任を持って選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に協議しなければならない。

- 3 乙は、前項による協議を行う場合、再委託予定者から甲が定める様式により、暴力団等と関係がない旨の誓約書を提出させ、添付しなければならない。
- 4 乙は、再委託先に本契約書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件とし、その旨を乙及び当該委託を受けた者の連名により明記した書面を第2項の協議に係る書面に添付するものとする。
- 5 乙から委託を受けた者は、さらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(納入期限及び納入場所)

第7条 乙は、作成したPDFファイルを発行日の前日の午前中までに、甲に提出するものとする。ただし、発行日の前日が休日の場合は、その直前の休日でない日までに提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると甲が認めるときは、乙は、作成したファイルを甲が別に指示する日時までに提出するものとする。

(成果品の検査)

第8条 乙は、成果品を甲に納品しようとするときは、甲に通知し、甲の指示により検査を受けなければならない。この場合において検査に合格しないものがあつたときは、乙は、直ちに、引き換えをし、更に検査を受けなければならないが、このために納期を延長することはできない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず納入期限前に随時検査を実施することができる。

(成果品の帰属)

第9条 委託業務における成果品（著作権を含む。）は、全て甲に帰属するものであり、甲の承認を受けないで複写し、他に公表し、又は貸与してはならない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第10条 乙の責に帰する事由により期限内に成果品を納入しないときは、甲は違約金として納期の翌日から完納に至るまでの日数に応じ、未納物品代金に対して年●%の割合を乗じた金額を徴収する。

(納期の延長)

第11条 乙は、天災又は不可抗力その他正当な事由により期限内に成果品の納入を完了できない場合は、延期理由の発生後、直ちに、甲に対し延期の請求をすることができる。この場合において、甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限りこれを承認することができる。

(料金の請求)

第12条 乙は、甲の検査完了後、月単位による作業ページ数を算出し、翌月末日までに料金を甲に請求するものとする。

- 2 前項の金額は、第3条の単価に甲が確認した作業ページ数を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税（100分の110）を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

(料金の支払)

第13条 甲は、乙から前条による適正な請求書を受領したときは、その日から起算して

15日以内に料金を支払わなければならない。

- 2 乙は、甲が自己の責に帰すべき理由により料金の支払いを遅延した場合には、前項の期間満了の翌日から支払の日まで年●%の割合で計算した遅延利息の支払を甲に対して請求することができる。

(注意義務)

- 第14条 乙は、甲が提供するデータ等について、盗難、滅失、き損、情報の漏えいその他の事故がないように適切な措置を講じ、業務にあたるものとする。

(機密の保持)

- 第15条 乙及び乙の使用人は、委託業務の実施に関して知り得た情報を機密情報として扱うものとし、他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏洩してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号の情報を機密情報として扱わない。

(1) 第三者から入手した情報で守秘義務を負うことなく正当に入手した情報及び開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報

(2) 甲又は第三者から開示された情報によらずして、独自に開発した情報

(3) 公知のもの、又は甲若しくは第三者から得た後、自己の責によらないで公知となった情報

- 3 乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 4 乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

- 5 甲は、乙又は乙の使用人が第1項の規定に違反した場合は、乙より契約金額の100分の10に相当する違約金を徴収する。

- 6 乙は、前項の場合において、甲に違約金を超える金額の損害がある場合は、当該金額から違約金を控除した額を甲に賠償しなければならない。

- 7 乙又は乙の使用人が第1項の規定に違反したことにより、第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が第5項の規定により違約金を徴収することを妨げない。

- 8 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(甲の解除権)

- 第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときには、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責を負わない。

(1) 納入期限内に納入できる見込みがないと認められたとき、又は契約を履行しなかったとき。

(2) 納入に関し不正の行為があったとき。

(3) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当することが判明したとき、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 納入した物品の規格等について使用に適さないと認めたとき。
- (5) その他この契約に違反したとき。

(違約金)

- 第 17 条 甲は、乙が前条各号のいずれかに該当したことにより、契約を解除した場合は、契約単価に入札時の見込数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を徴収する。
- 2 前項の違約金は、委託業務のうち履行済みの業務に対して甲が乙に支払うべき金額から控除することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第 18 条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(損害賠償)

- 第 19 条 乙は、第 15 条第 7 項に定めるほか、その責に帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、前項及び第 15 条第 7 項の規定による賠償金の請求を受けた場合において、甲の定める期限までに支払わないときは、期限の翌日から賠償金支払日までの日数に応じて、賠償金に年●%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(その他の事項)

- 第 20 条 前各条に定めるもののほか契約の履行について必要な事項は、佐賀県財務規則(平成 4 年佐賀県規則第 35 号)の定めるところによる。

(契約の疑義)

- 第 21 条 この契約書に定めのない事項その他疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の証しとして、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 住 所 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号
氏 名 佐賀県総務部法務私学課長

乙 住 所
氏 名